

## 美方高校のソーシャルメディアポリシー

令和8年3月策定

### 第1条(目的)

本規定は、在校生がソーシャルメディアを利用する際に、適切な情報発信を行い、個人情報や学校の信用を守ることを目的とする。

### 第2条(適用範囲)

本規定は、本校に在籍するすべての生徒に適用する。

### 第3条(基本原則)

1. 誠実かつ責任ある利用を心がけること。
2. 法令、社会的ルール、学校の校則を遵守すること。
3. 他者を傷つける行為や不適切な投稿を行わないこと。

### 第4条(禁止事項)

次の行為を禁止する。

1. 誹謗中傷、差別的発言、いじめにつながる投稿。
2. 個人情報(氏名、住所、電話番号、顔写真等)の無断公開。
3. 他人の写真・動画を本人の許可なく投稿すること。
4. 学校や授業の内部情報を無断で公開すること。

### 第5条(投稿前の確認)

投稿する前に次の点を確認すること。

1. 他人を傷つける内容ではないか。
2. 個人情報や位置情報が含まれていないか。
3. 将来見られても困らない内容か。

### 第6条(トラブル発生時の対応)

不適切な投稿や嫌がらせを受けた場合は、速やかに担任または学校に相談し、証拠(スクリーンショット等)を保存すること。

## 第7条(違反時の措置)

本規定に違反した場合、学校の特別指導対象となり、保護者への連絡や必要に応じて法的対応を行うことがある。

## 第8条(校内における通信機器の持ち込み及び使用)

1. 事前に「持込申請書」を担任経由で生徒支援部に提出した者のみ、持ち込みを許可する。
2. スマートフォンやタブレットなどの通信機器を校内に持ち込み、使用する場合は、学校の定めるルールに従うこと。
3. 校内では電源を切り、鞆の中に保管すること。
4. 使用相手は保護者及び本校教職員のみとする。
5. 以下の場面に限り、通信機器の使用を認める。
  - 教員の使用許可があるとき
    - ・授業や探究活動
    - ・部活動(休日・遠征時含む)
    - ・緊急に連絡が必要な場合
    - ・その他教員の指示がある場合
  - 生徒玄関内外(校内で使用が認められている場所)
    - ・保護者の送迎等の連絡が必要な場合ただし、部活動終了後に保護者へ連絡する場合は、例外として部室での連絡を認める。
6. 無断で校内のコンセントから充電しないこと。
7. 校内での写真・動画撮影および投稿は禁止する。ただし、学校が許可した場合を除く。
8. 安全面から自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は禁止する。
9. 校内での無断使用や不適切な利用(ゲームや動画視聴、音楽を聴く等)が確認された場合、機器を一時預かり、生徒支援部より指導を受けることになる。
10. スマートフォンやタブレットなどの通信機器の管理は各ご家庭および生徒本人の責任とする。